

RTF-FG-0005

4福口第449号

南相馬滑走路
使用者手引き
(第2版)

福島ロボットテストフィールド
令和 4年 8月 22日

改訂履歴

版	施行日	内 容	作 成
	令和2年1月30日	新規作成	
	令和4年8月22日	新フォーマットへの切り替え 記載内容追記	技術課 八巻 亨

目次

1.	施設・設備概要.....	1
1.1.	基本情報	1
1.2.	設置位置	3
1.3.	外観写真	3
1.4.	使用事例	4
2.	施設・設備詳細.....	5
2.1.	図面	5
2.2.	使用にあたっての詳細情報	7
2.3.	注意事項	7
2.4.	飛行範囲	8
2.5.	走行禁止	9
3.	その他.....	9

1. 施設・設備概要

1.1. 基本情報

基本情報のリストを示す。

名称	南相馬滑走路
エリア	無人航空機エリア(南相馬)
メーカー名	-
メーカー型番	-
導入年	2019年
仕様	
主要諸元	<ul style="list-style-type: none"> ・滑走路：500×20m ・緩衝地帯：幅200m ・方向：01/19 ・表面：アスファルト舗装
飛行可能エリア	エリア内 高度：~150m
施設に含まれる設備、機器	・LANコンセント盤
保存データの形式・アウトプット	-
事前に用意いただく必要のあるもの	ヘルメット
使用に必要な免許・資格	-
利用上の注意	ヘルメット着用
貸出単位	1面
貸出可能な数	1

基本情報（続き）

使用料金	
1時間につき（昼間）	¥6,100
1月につき	-
全日	-
午前・午後	¥24,200
1時間につき（夜間）	-
夜間	¥29,100
超過（1時間につき）	¥7,900
問合せ先	福島ロボットテストフィールド 技術課 TEL0244-25-2476

備考

(1) 使用単位の「午前」、「午後」、「夜間」、「全日」、「超過時間」は次のとおりです。

- ◎午前：9時～13時
- ◎午後：13時～17時
- ◎夜間：17時～21時
- ◎全日：0時～24時
- ◎超過時間：0時～9時まで及び21時～24時までの間の1時間

(2) 次のいずれかに該当する場合には、使用料と同額を加算します。

- ①営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき
- ②商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為のために使用するとき

(3) 準備のために使用する場合には、使用料を70%に減額します。

(4) 日をまたいで2日以上継続使用する際、展示物や器材等の保管のためであれば、夜間～早朝の使用料は徴収しません。

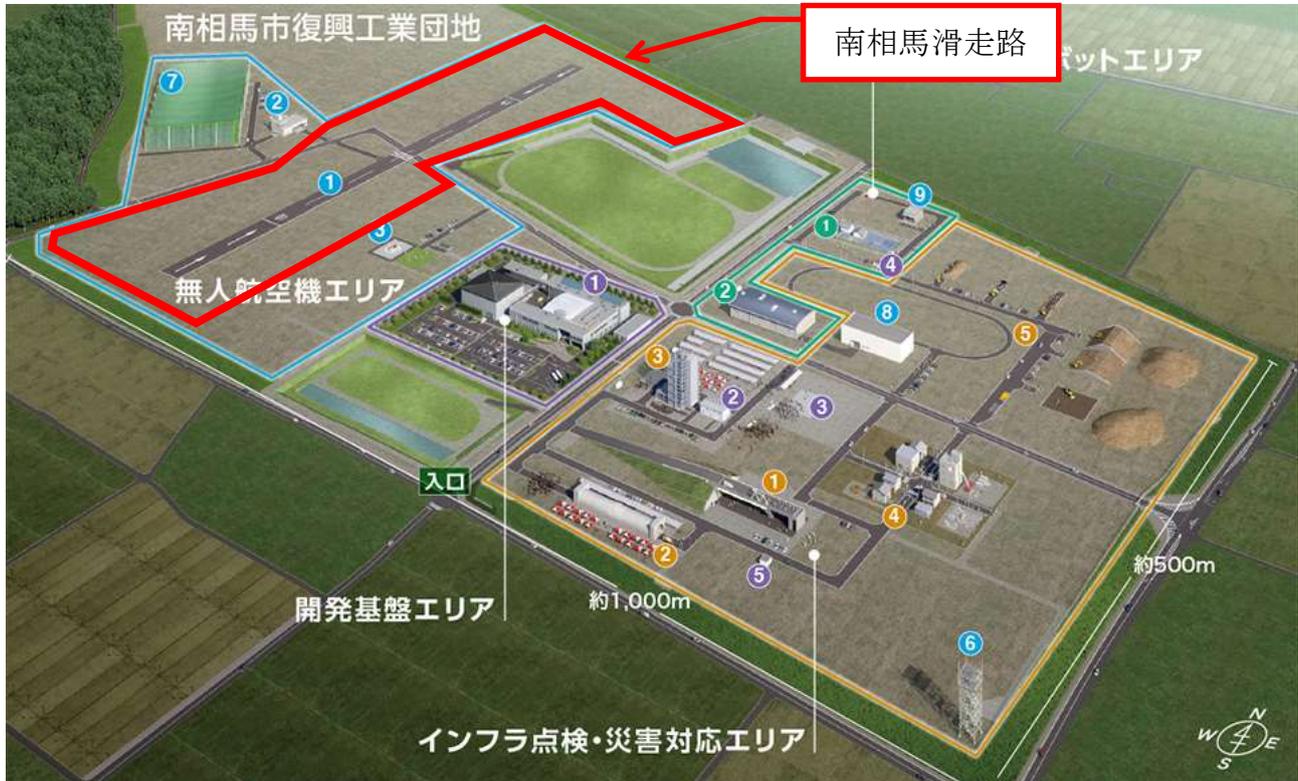
(5) 施設に含まれる設備、機器において（★）マークのついたものは、使用時に別途費用が発生します。詳細は対応する使用者手引きを参照ください。

1.2. 設置位置

南相馬滑走路

住所：福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼 83 番

無人航空機エリア内（開発基盤エリア西側）



南相馬滑走路 設置位置

1.3. 外観写真

南相馬滑走路外観 北側



南相馬滑走路外観 南側



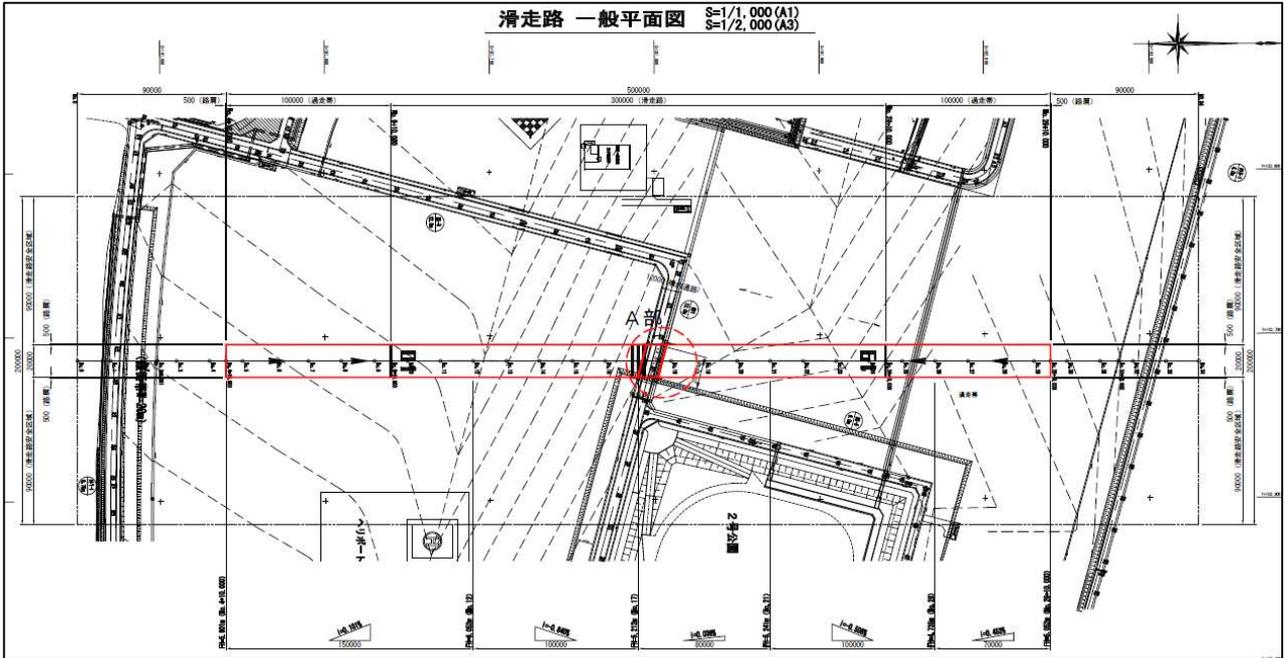
1. 4. 使用事例

- (1) 無人航空機の滑走路を使用した離発着を伴う飛行試験及び、飛行訓練。
- (2) 無線機器、無線設備等の電波到達試験。
- (3) 有人ヘリコプターの離発着を伴う訓練。
- (4) 高速道路を模した、道路上で行う走行試験。

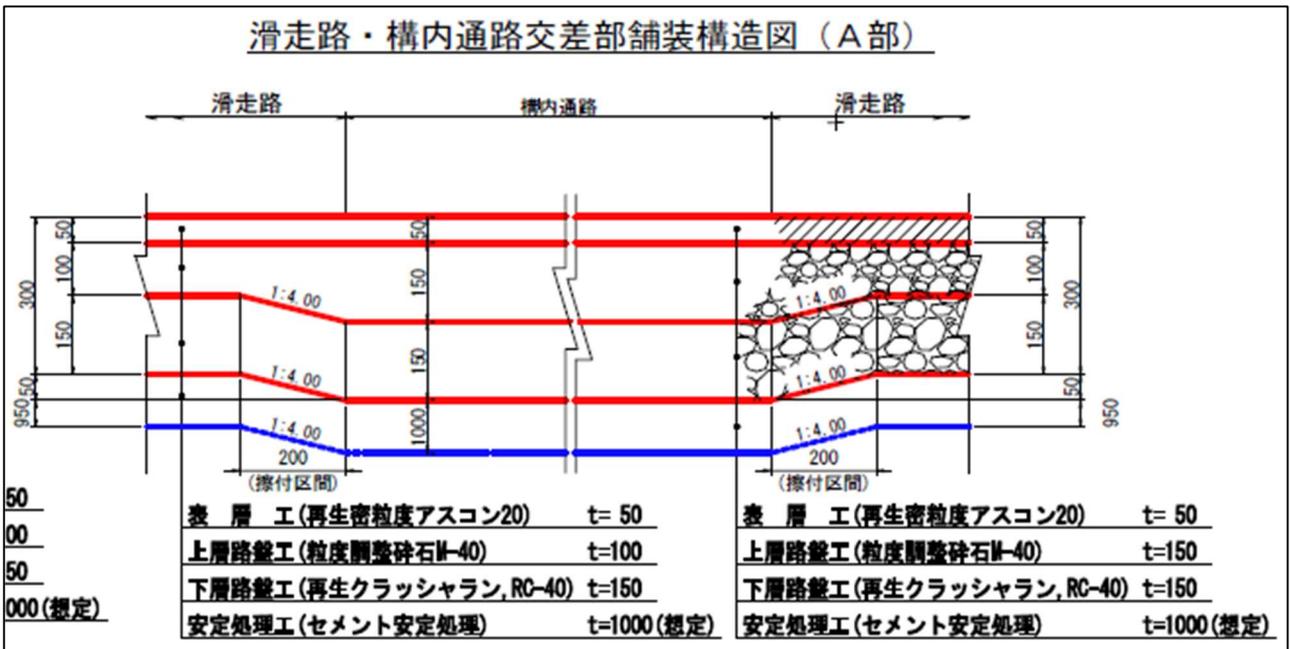
2. 施設・設備詳細

2.1. 図面 (詳細はHPの『施設・設備詳細』から図面参照)

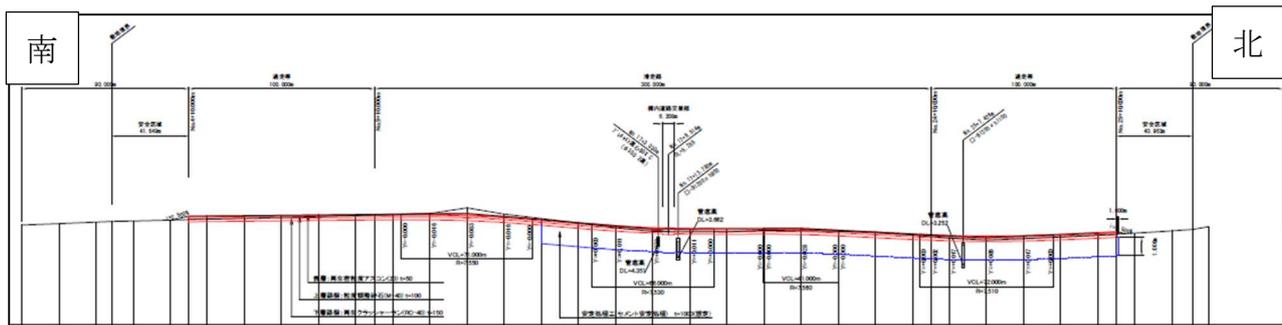
(1) 平面図



(2) 舗装構造断面図



(3) 南北方向断面図



(4) LANコンセント盤

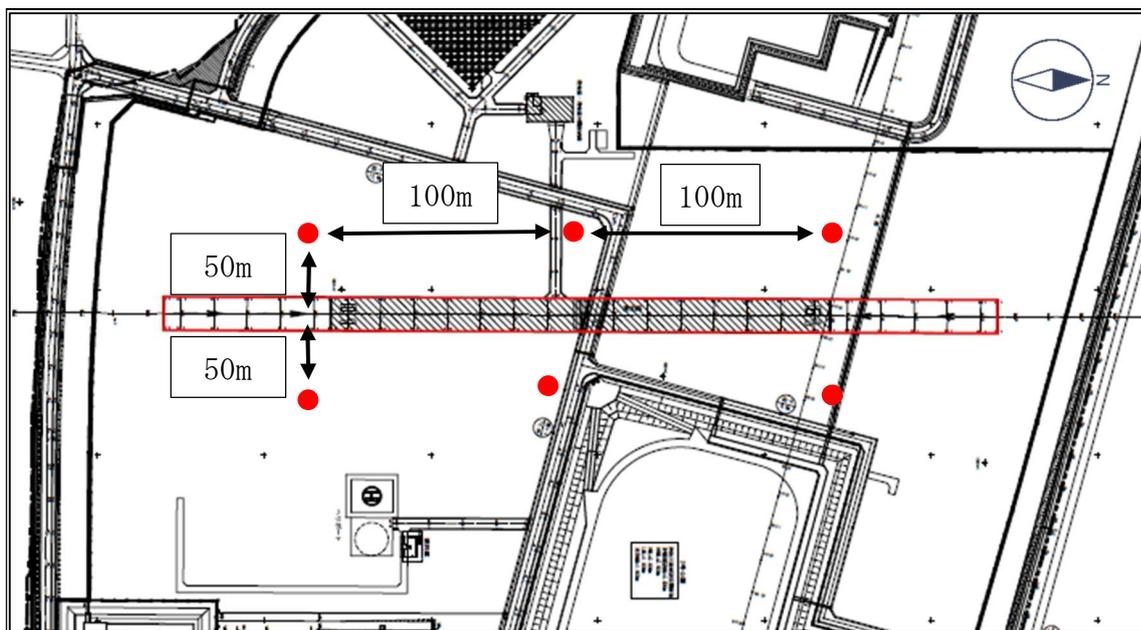
電源仕様：単相 100V 15A

コンセント形状：接地極付きコンセント 2口

(5) LANコンセント盤設置個数：6か所



設置位置

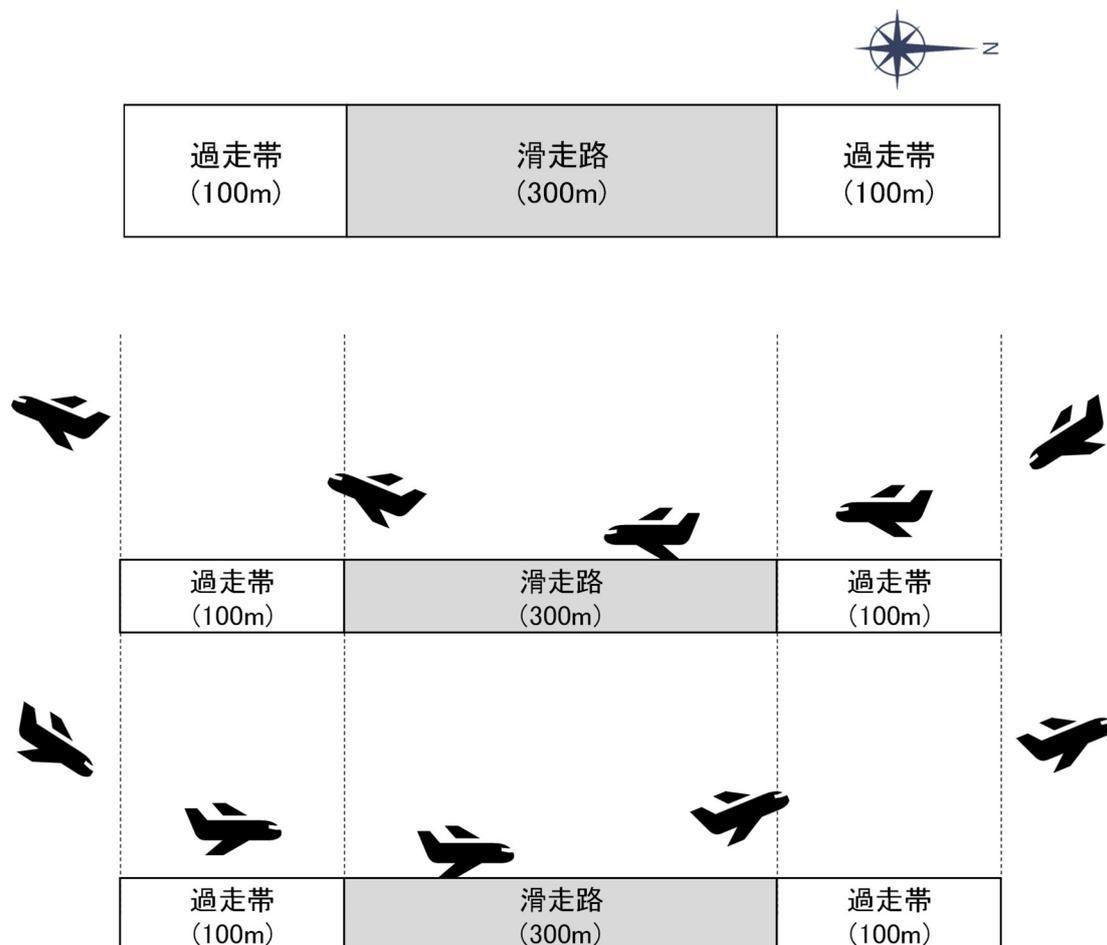


2.2. 使用にあたっての詳細情報

離着陸の概要

(1) 離着陸の方法

本滑走路は南北方向に設置されている。下図に示すとおり、南北に対し対称な形状をしており、南北どちらの方向からでも離着陸を行うことができる。なお、いずれの場合も離着陸は原則として 300m の滑走路内で行うこと。やむを得ずオーバーランを行う場合、100m の過走帯を使用すること。



(2) 無人航空機の離着陸に関して

無人航空機の離着陸に関しては、施設やその他の物件から 30m 以上の距離をとること。

また、無人航空機の飛行経路が福島ロボットテストフィールドの敷地外に出る可能性がある場合、その飛行ルートを含めて使用計画書に記載すること。

2.3. 注意事項

(1) 本滑走路は一時間単位で別な使用者が使用することも想定されるため、使用者は迅速に離着陸を遂行し、使用時間内に撤収まで済ませること。

- (2) 実績の少ない無人航空機を飛行させる等、懸念事項がある場合には事前に技術課に相談すること。
- (3) 公道の近くを飛行させる場合、それぞれの場所に安全員を配置し、無人航空機が水平 30m 以内の道路交通の妨げにならないよう航空機を誘導すること。
- (4) 南相馬滑走路の南側を使用した離発着を行う場合は、南側に隣接する市道の歩行者、走行車両に十分注意すること。
必要に応じて交通規制を使用者にて行うこと。

2.4. 飛行範囲

南相馬滑走路の無人航空機飛行可能エリアを下記に示す。

※ 調節池を使用する際は技術課に事前に連絡のこと。

尚、調節池は上空飛行のみ使用可。

FUKUSHIMA
ROBOT
TEST FIELD

無人航空機エリア：飛行可能エリア

青：飛行可能エリア

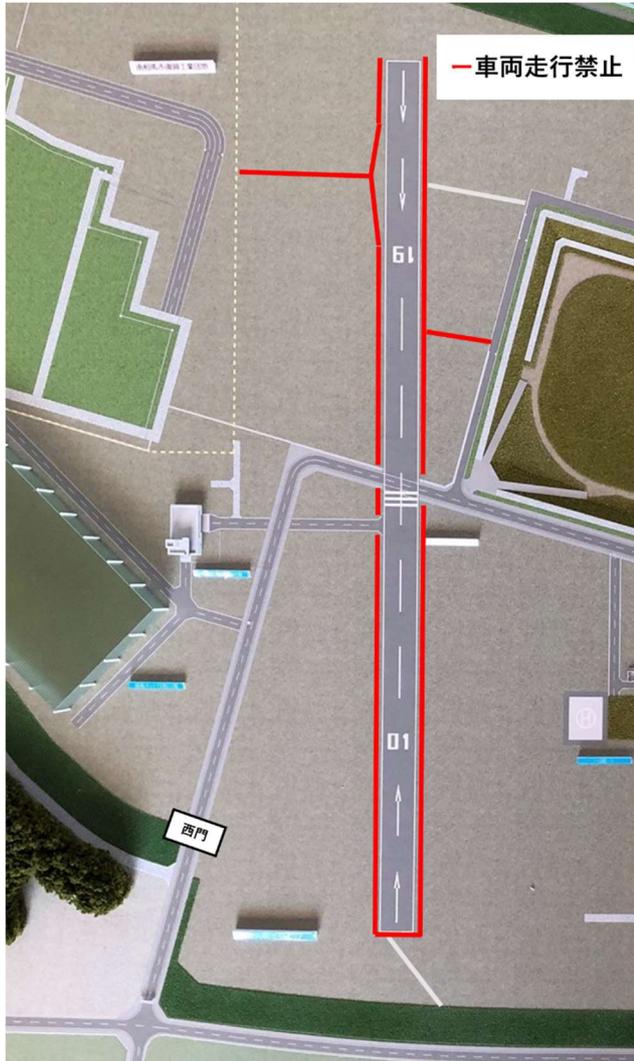
構内通路30km/h以下
滑走路を車両で走行する
場合事前に技術課の許可を
得ること



2.5. 走行禁止

赤線部分は歩行者用の側溝のため、車両で通行しないこと。

車両で通行した場合、重量に耐えられずに側溝の蓋が破損する場合がありますので注意すること。



3. その他

- (1) 使用期間中に休館日(土日祝日)を挟む場合、休館日中は施設のご利用はできませんが、滑走路に機材等を残置させる場合は技術課まで事前に確認してください。

以上